

6-1 なりわい再建支援補助金・持続化補助金

※要綱：「熊本県なりわい再建支援補助金交付要綱」 ※手引き：「なりわい再建支援補助金事業実施の手引き」

※ＱＡ：「熊本県なりわい再建支援事業Ｑ＆Ａ」

※定額補助の要件について：「令和2年7月豪雨災害に係る熊本県なりわい再建支援補助金の定額補助の要件について」

※定額補助交付申請マニュアル「なりわい再建支援補助金定額補助交付申請マニュアル」

【概要】

- 「なりわい再建支援補助金」とは、令和2年7月豪雨で被災した施設・設備の復旧整備に要する費用を補助するもの。
原状回復（被災前の状態に戻す）の費用の補助を基本とし、その対象経費は修繕費（修理費）を原則とする（手引き・留意事項1）。
復旧を超える整備は原則として対象外（手引き・留意事項3）。復旧に当たっては、原則として**従前の規模、機能、性能と同等以下**である必要（ＱＡ４問4）
- 補助対象事業者**は①中小企業者、②中堅企業及びみなし中堅企業等、
 ③①又は②が事業活動を行う上で必要な施設・設備を貸付している大企業及びみなし大企業（ＱＡ３問1）
 なお、各事業者が**グループを組む必要はない**（熊本地震のグループ補助金とは異なる）（ＱＡ２問2）。
県税に未納がある者、特定の風俗営業事業者（パチンコ、麻雀、ラブホテル等）等は申請できない（ＱＡ３問6）
- 申請ができるのは施設・設備の**所有者**である（ＱＡ２問1）。
 ・共有財産：**共有者全員**の同意書が必要等（ＱＡ３問8）・相続発生施設：**相続登記後**の申請（ＱＡ３問9）
 ・リース物件：リース事業者（所有者）が申請（ＱＡ３問18）
- 補助の対象となる**施設**は、補助事業の目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設（手引き6頁、ＱＡ４問1）。
 修繕が可能な場合は**原則修繕**。建替・移転には原則「**全壊**」又は「**大規模半壊**」判定の罹災証明書等が必要（ＱＡ４問1）。
 建替えの場合、**現地建替え**（原状回復）が原則で（ＱＡ４問8）、**解体費用**も補助の対象（ＱＡ４問9）。なお、**土地の購入費**は対象外（ＱＡ４問15）
店舗兼住宅等の場合、その事業用部分のみ（面積按分）が補助対象となる（ＱＡ４問28）。
- 補助の対象となる**設備**は、復興事業に係る事業のように供する設備であって、資産として計上するもの（手引き6頁、ＱＡ４問1）。
 修繕が可能な場合は**原則修繕**。入替の場合は**入替設備が同等品であることの確認書**等が必要（ＱＡ４問1）。
 資産計上されない備品・什器は原則として対象外（ＱＡ４問16）。
 パソコンやルームエアコンのような電子機器等は、資産計上されており、被災前に所有していたこと及び業務用に用いていたことなどが証明されれば補助対象（同上）
 補助対象の**車両**は、被災前に所有していたこと及び事業のみに用いており、事業内容に適した車種であること（「なりわい再建支援補助金に関する車両の復旧に係る取扱いについて」）。
 福利厚生関係の施設や設備、事務機器、備品その他**汎用性の高い施設・設備**は対象外（手引き7頁）。
 なお補助対象外経費は「熊本県なりわい再建支援補助金の概要」11及び12頁が詳しい。
- 保険の対象となった施設・設備は、その復旧にかかる費用から**保険金額を控除した額**が補助対象経費となる（ＱＡ４問26）。
- 補助の**上限**は1事業者**15億円**（ＱＡ４問3）。**補助率**は①中小企業者は経費の**3/4以内**、それ以外は**1/2以内**（ＱＡ４問4）。
- 定額補助**：熊本地震、新型コロナ、令和2年7月豪雨災害の「三重苦」に見舞われた事業者等（特定被災事業者）を対象とした特別支援策（ＱＡ５等）
 →5億円を上限として補助対象経費の**全額**を交付 ※詳細は「定額補助の要件について」「定額補助交付申請マニュアル」を参照。
- 新分野事業**：従前に施設・設備の現状復旧では、事業の再開や継続、売り上げ回復が困難な場合に、認定経営革新等支援機関の支援を受けながら新たな需要開拓等を見据えた取り組みにより被災前の売り上げを目指すことを促すため、**従前の施設等の復旧に代えて、新たな施設・設備の整備費用**を補助対象にするもの（ＱＡ６）。
認定経営革新等支援機関の確認書（①従前の施設・設備の現状復旧では事業再開や被災前の売上まで回復することが困難であること②新分野事業により更なる売上回復を目指していること）等が必要。

【手続】

- 流れ** ※ＱＡ２問5
 ①補助金の交付申請 ②交付決定の通知 ③復旧工事の着手 ④復旧工事及び支払の完了 ⑤実績報告書の提出 ⑥現地確認
 ⑦補助金の額の確定通知 ⑧補助金の請求 ⑨補助金の支払い
 ※事業が完了し補助金額が確定した後の**精算払い**が原則。ただし、事業実施中でも、一定の要件のもと**概算払い**が可能（手引き2頁）
 ※交付決定前に既に施設等を復旧していても補助対象として認められる場合があります（ＱＡ２問3）
- 期限** ※ＱＡ２問4
 令和2年度に交付決定を受けたものは、**令和3年2月末**までに復旧整備事業の完了（上記「④復旧工事及び支払の完了」）をする必要
- 復旧を行った施設・設備は**保険・共済**に加入する必要（手引き7頁、ＱＡ２問13）
- 事業内容の**変更**には事前に県知事の承認が必要（手引き3頁）
- 補助事業で取得等した施設・設備の**処分**には事前に県知事の承認が必要（手引き3頁）

No	自治体名 【更新日】	内容	対象	手続	連絡先	URL	QR
参考資料		①熊本県なりわい再建支援補助金交付要綱 ②熊本県なりわい再建支援補助金の概要 ③熊本県なりわい再建支援補助金 事業実施の手引き ④熊本県なりわい再建支援補助金Ｑ＆Ａ ⑤熊本県なりわい再建支援補助金における車両の復旧に係る取扱いについて 以上、右URLに掲載→	https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_35599.html		⑥令和2年7月豪雨災害に係る熊本県なりわい再建支援補助金の定額補助の要件について ⑦なりわい再建支援補助金 定額補助 交付申請マニュアル 以上、右URLにて掲載→	https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_35629.html	
0	熊本県 【20200928更新】	■なりわい再建支援補助金 ■なお補助金申請の事前相談は商工会議所等で実施	■定額補助の追加	■受付場所：熊本市中央区神水1丁目24-6 建神ビル2階 熊本県なりわい再建支援補助金受付センター【受付場所変更】 ■受付開始：令和2年8月31日（午前9時～午後5時）（土日祝除く）～（第1次募集は9月18日まで） ■申請書類：詳細はHP（多数あります）	熊本県 商工観光労働部 商工労働局 商工振興金融課 企業復興支援班 096-384-8880	https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_35629.html	
	熊本県 【20210225更新】	なりわい再建支援補助金の公募期間	■各募集期間はHPを参照		商工労働部 商工振興金融課 096-333-2314	https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_355.html	

熊本県 【20200819更新】	生業再建支援補助金申請書作成等に関する相談窓口の開設等について		予約受付：令和2年8月24日～ 予約電話は、開設場所ごと 開設日程：令和2年8月31日～ (AM10時～PM5時) 開設場所はHP参照	予約は、開設場所ごとの予約電話番号へ。 商工振興金融課企業復興支援班 096-384-8880	https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_35453.html	
人吉商工会議所 【20200912更新】	持続化給付金（令和2年7月豪雨型）	令和2年7月豪雨により被害を受けた小規模事業所が事業再建や販路開拓に向けた取り組みに対し200万円を上限に補助金が出ます。	■第2次受付期限：令和2年10月30日 ■窓口：人吉商工会議所	人吉商工会議所 0966-22-3101 人吉なりわい再建サポートセンター 050-3532-8757	https://hitoyoshicci.or.jp/2020/09/12/3877/	
人吉市 【20210215更新】	■人吉市被災小規模事業者再建補助金について ■人吉市独自の補助金で、持続化補助金の交付を受けた方に対する上乗せ補助（上限25万円）		■申請期限：令和3年3月31日 ■申請窓口：人吉商工会議所	経済部 商工振興課 商工係 0966-22-2111（内線5131）	https://www.city.hitoyoshi.lg.jp/q/aviaw/153/14660.html	
6 芦北町 【20201211更新】	なりわい再建支援補助金や持続化補助金（令和2年7月豪雨型）の交付決定を受けた方へ独自の上乗せ補助金支給	■なりわい再建支援補助金：上限20万円 ■持続化補助金：上限30万円		商工観光課 0966-82-2511	http://www.ashikita-t.kumamoto-sgo.jp/www/contents/1607497982961/index.html	